

各 病 院 長
各 診 療 所 長 } 様

大阪府健康医療部保健医療室長
(公 印 省 略)

医療事故調査制度（再周知）について（依頼）

日ごろから、本府健康医療行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
この度、標記について、厚生労働省医政局長から通知がありました。
つきましては、当該依頼の趣旨をご了知のうえ、貴病院、貴診療所の関係職員に対して周知いただきますようお願いいたします。
なお、当該国通知の要旨及び掲載アドレスは下記のとおりです。

記

1 国通知の要旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律のうち、医療事故調査制度に関する規定については、本年10月1日から施行されます。

10月1日から医療事故調査制度が開始されることの職員への周知徹底及び円滑な制度実施に向けた体制整備が図られるようお願いいたします。

2 掲載アドレス（病院・診療所への通知等）

http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/tuuchi/h27_kunituuchi.html

※ 厚生労働省等から発出される通知等については、保健医療企画課のホームページ「病院・診療所への通知等」で提供しています。通知等は随時更新していきますので定期的にご確認ください。

連絡先：大阪府健康医療部 保健医療室

保健医療企画課 医事グループ

TEL：06-6944-9170（ダイヤルイン）

FAX：06-6944-7546